

平成十年文部省・厚生省令第二号

言語聴覚士学校養成所指定規則

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の規定に基づく学校又は言語聴覚士養成所(以下「養成所」という。)の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(指定の申請手続)

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十九号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 教員の氏名及び履歴

七 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

八 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録

九 実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載したもの)

十 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

十二 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認及び届出)

道府県知事の指定を受けた養成所(以下「指定施設」と総称する。)の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

前条第二項の規定は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。)に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大學生に入学することができる者(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。)第十三条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち三人は専用の普通教室を有すること。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行つた言語聴覚士(以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。)であること。

専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年にあつては二人とすることができる。

専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

イ 法第二条に規定する業務(以下「言語聴覚士の業務」という。)を五年以上業として行つた者であつて、厚生労働大臣の指定によって行つた者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること。

ロ 言語聴覚士の業務を五年以上業として行つた者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものであること。

専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有し、かつ、そのうち三人は、当該学校又は養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、法第三十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、法第三十三条各号に掲げる各科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有し、かつ、そのうち四人以上の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十二 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十三 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち四人以上の教員を有し、かかる、そのうち五人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。

専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有すること。

十一 臨床実習を行うのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十二 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十三 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かかる、そのうち五人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。

専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有すること。

十 実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載したもの)

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

十二 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

十三 専任教員の事務職員を有すること。

十四 管理及び維持経営の方法が確実であること。

号)に基づく大学又は規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行つた言語聴覚士(以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。)であること。

専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年にあつては一人とすることができ

二 基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち三人は専用の普通教室を有すること。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有すること。

六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

七 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。

八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

九 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

十 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

十一 臨床実習を行うのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十二 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十三 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かかる、そのうち五人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。

専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。

専任教員を有すること。

十四 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十五 基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八

第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その措置

(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

第九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同

第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

（報告）

第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。

一 当該学年度の学年別学生数

二 前学年度における教育実施状況の概要

三 前学年度の卒業者数

（報告の數及び旨下）

五 第一項第六号から第十四号まで、及び前項
第三号に該当するものであること。
法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定
基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除
く。）若しくは旧大学令に基づく大学を卒業
した者又は規則第十七条で定める者であるこ
とを入学又は入所の資格とするものであるこ
と。

のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正前の省令の規定により國に対して届出その他手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相當の機關に対して届出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則（令和六年三月二九日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

則第四条第二項第三号及び別表第一の規定にかわらず、なお従前の例によることができる。

令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 施行日から起算して二年を経過する日までの間、法第三十三条第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第二項及び別表第二の規定の適用について、なお従前の例によることができる。

2 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る）及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

3 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第二項第三号（同条第三号に係る部分に限る）及び別表第二の規定の適用について、なお従前の例によることができる。

4 施行日から起算して二年を経過する日までの間、法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る）及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

5 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第一項第六号の規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、指定規則第四条第一項第五号中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行つた言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは、「次号に規定する要件を満たす言語聴覚士（以下「要件該当言語聴覚士」とする。）」である。

6 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第一項第六号の規定の施行の日前においても、同号イに規定する講習会の指定をすることができる。

別表第一（第四条関係）

基礎科学的思考の基礎

分野

人間と生活
社会の理解

教育内容

数

単位

備考

一 単位の計算の方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合においては、実習又は実技による授業に係る単位について、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することができる場合において、臨床実習十単位以上及び別表第一の規定によらざる場合は、該当する科目の単位数を合算して行うことができる。

四 臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（医療提供施設における臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに医療提供施設における臨床実習を実施した後に医療提供施設における臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。別表第二備考第四号において同じ。）を行うものとする。

五 学校教育法に基づく大学は、基礎分野について、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

六 その他の規定による。

別表第一（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾病十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾病十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション

社会保障・教育とリ

心の働き

言語とコミュニケーション

シヨン

別表第二（第四条関係）

教育内容

分野

基礎と治療

専門人体のしくみ・疾十五

言語聴覚障害学総論

ハビリテーション